

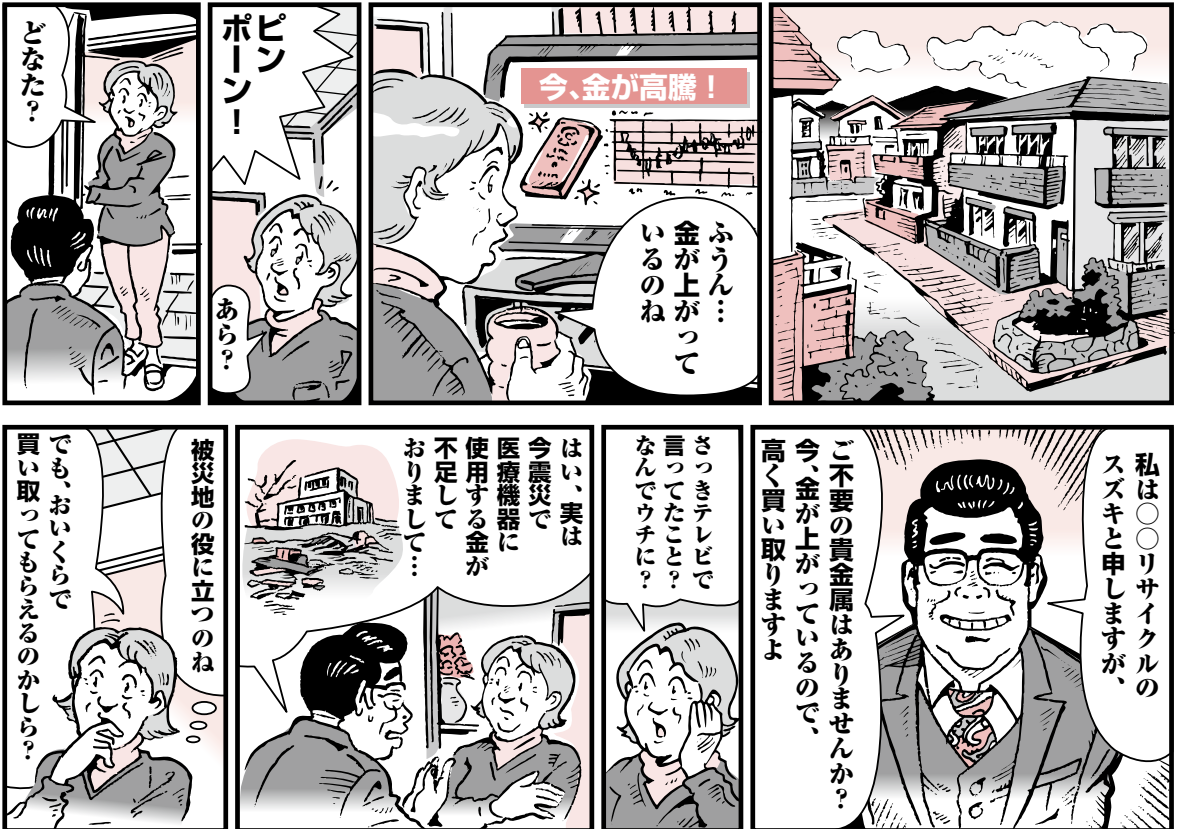
# わたしは ダマサレナイ!!

## 第16話 貴金属などの訪問押し買い詐欺

●監修 中谷 薫 (なかに・かおる)

横浜市消費生活総合センター／消費生活専門相談員

このコーナーで紹介するまんがは、実際に起きた事件をもとに、その「だましのシーン」を再現したものです。なぜだまされてしまうのか?ここで再現する巧みな策略に、その秘密が隠されています。「私だけは大丈夫!」なんて甘く考えてはいませんか?実はそう考える人こそ被害に遭いやすいのです。



**金の高騰を背景に貴金属などの 悪質な訪問押し買いの被害が急増**

現在、世界的に金の価格が高騰していることなどを背景に、相場などの知識が少ない人、特に高齢者に対しての悪質な訪問押し買い、詐欺が急増しています。これまでは強引にモノや権利、サービスなど、二セモノを高額で売りつける押し売りのような詐欺が多かったのですが、今回は相手に売りつけるのではなく、貴金属などを相場水準とかけ離れた低い価格で強引に買い取って損害を与える詐欺です。

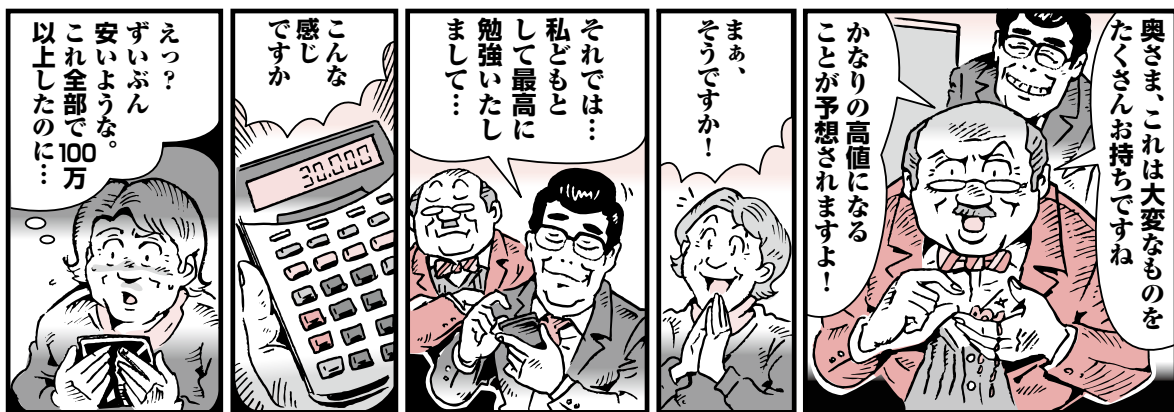
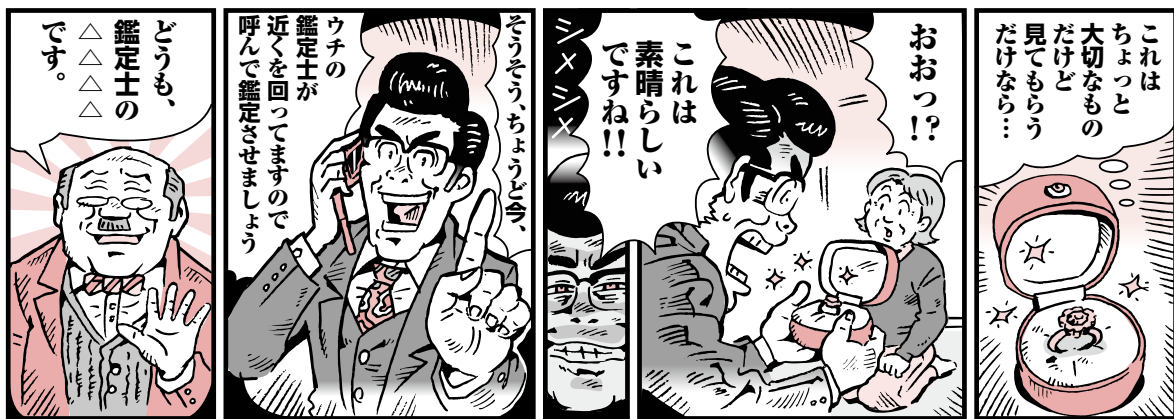
### ポイント

**買い取り業者が不意打ち的に勧誘して来る**

貴金属の押し買い詐欺は、在宅中の高齢者を突然訪問し、「金の相場が上がっている」、「最近では「東日本大震災などによって、金を材料とする医療機器が不足している」などといった、お年寄りが持っている貴金属やアクセサリの高額買い取りを持ちかけることから始まります。この詐欺では不意打ち的に貴金属の売却を勧められるため、被害者は価格を冷静に考えることができないままトラブルが発生しています。

お年寄りそれぞれに貴金属を持っている場合が多く、しかも今では使わなくなったものも多いようです。また自分の貴金属類が「少しでも震災の役に立つなら」という思いに駆られ、被害に遭いやすくなるのです。

実際の被害としては、貴金属数点から多いと15〜20点くらいを買い取られます。場合によっては、その場で、鑑定士と呼ばれる別の人を呼び出し鑑定するフリをします。はじめは「高く買い取る」と言いながら、相



手に知識のないことを見越し、実際の相場よりかなり安く買い叩きます。ずいぶんと安いのではないかと被害者が売却するか迷っていると、その場に居座り、「早くしろ」と強引にすべてを買い取って行ってしまおうという「押し売り」ではなく「押し買い」をするのです。

**ポイント2**  
許可業者が必ず確認。  
あやしければ個人情報渡さない

古物の売買は、古物営業法により、都道府県公安委員会の許可が必要です。また、行商を行う際は許可証の携帯が必要です。買い取りに来た業者が許可業者かどうかを必ずチェックしましょう。

また、古物営業法では、買い手は売り手の名前、住所などを確認しなければいけないことになっていますが、相手が許可業者でもないのに、健康保険証など自分の個人情報を教える必要は全くありません。相手が許可業者かどうか必ず確認してください。

こうした悪質業者の手法で特徴的なのは、具体的な証拠を何一つ残さないことです。契約書を書き交さないケースが多いことや、もっともらしく鑑定するふりをしながら実際は重さを量ることすらせず、見積もりも出しません。契約書を交わしたとしても、あらかじめ「解約はしません」という確認書を書かせるケースも多いです。こうした確認書が出てきたら怪しいと思いましょ。

**ポイント3**  
被害に遭ってから取り返すことは難しく、クリーニングオフも使えない

被害に遭った品を取り返すことは非常に



うーん…  
どうしよう  
かなあ



奥さま！  
早く決めて  
ください！  
次は待っていらつしやる  
お客様がいますので！！



なんかこの人たち  
怖いわ。このまま  
居座られてもやだし、  
もう使わないものだし  
まあいいわ…



じゃあ  
お願いします  
ありがとうございます！  
もちろんこの金額は  
相場以上ですので！

その晩、夕食で



え！それで  
全部売って  
しまった  
のか？



ええ、でももう  
使わないものだし、  
今度の旅行の  
足しにでもと  
思っ…



それでいくら  
だったの？  
3万円よ



そんなもの  
もらって  
ないわよ。  
名刺だけよ



携帯電話  
番号しか  
書いてない…



母さん、  
やっぱり  
安すぎるよ。  
連絡しようよ



ああ、  
お宅の分なら、もう  
溶かしちゃった。  
だから  
返せませーん！



ウチのお母さん、  
この間指輪とか  
捨て値で  
タマシ取られ  
ちゃって…



その日、  
ウチもよ！  
ウチにも来た！



つてことは  
この町、  
みんな  
タマサ  
レタ!?

翌日

この物語はフィクションです

難しいのが現状です。こういった詐欺の場合、前述のとおり本来必要となる契約書を取り交わすことは少なく、解約を申し出ても「解約をしない」という確認書をたてに解約を拒否したり、そうした確認書を書いていなくても、「もう別の業者に転売した」「もう溶かした」などと言って売り渡した貴金属を返してもらえません。さらに、業者の連絡先が分からないこともあります。そもそも業者と連絡が取れなければ解決は困難です。

この詐欺は被害者である消費者側が「売り手」になってしまったために特定商取引法のクーリングオフの適用がありません(2012年3月時点。現在、訪問買い取りの場合もクーリングオフなどが使えるようにする特定商取引法改正の動きがありますが、まず自分自身が気をつけることが重要です。

また、マンガにあるように町全体が被害に遭うケースもみられていますので、普段から地域でのコミュニケーションをとることも自衛手段といえるでしょう。

【詳しい情報やご相談】

- 全国の消費生活センター  
http://www.kokusen.go.jp/map/index.html
- 消費者庁 貴金属の訪問買取りに関する研究会  
中間取りまとめ  
http://www.caa.go.jp/trade/pdf/11209kubuyou\_1.pdf
- 国民生活センター 報道発表  
http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20101221\_2.pdf